

入札にあたって

(記載内容をよくお読みください)

このたびは、『こうちこうばいぷろじえくと』が企画、運営する入札イベント（合同窓口公売会）「the Seller vol.4」にご参加いただき、誠にありがとうございます。

今回出品しているものは、税金等の滞納により差押えとなった財産に加えて、各市町村等が所有し、買い換え等により不要となった公有財産（事務用品など）も出品しております。

入札から開札までの各業務を円滑に進行するため、若干のルールを設けております。

行政機関が運営主体となっておりますので、一般的なオークションや入札会のルールとは相違する箇所があるかもしれませんので、入札いただく前に内容をよくお読みのうえ、ご理解とご協力をよろしく申し上げます。

1 入札

(1) 入札方法は、期間入札により行います。

入札の方法は、以下の3つがあります。

①来庁による入札

②郵送による入札

③インターネット（入札フォーム）による入札

(2) 入札にあたっての参加資格は、特に設けておりませんが、法律により制限されているものについては、入札制限をさせていただいております。

詳細は(3)をご確認ください。

(3) 下記の要件に該当する方は物品を買い受けることはできません。

①買受人の制限（国税徴収法第92条）、入札参加者の制限（国税徴収法第108条）等により買受人となることができない者

②物品の買受人について一定の資格その他の要件を必要とする場合で、これらの資格等を有しない者（例：酒類が出品されている場合は、20歳以上の者の入札でないと認められない など）

(4) 物品のほとんどが中古品となりますので、品質、状態等の保証はできかねます。現況有姿での引き渡しとなりますので、ノークレームノーリターンでお願いします。

事前に物品の確認などを希望される場合は、出品団体に直接お問い合わせください。

2 公売保証金について

物品により、入札前に公売保証金が必要なものがあります。

公売保証金の有無については、物品の一覧及びカタログに記載してありますので、ご確認のうえ入札するようにしてください。

(1) 公売保証金とは

公売処分の円滑な執行を保証するもので、公売に参加する者が最高価申込者及び次順位買受申込者（※）となった場合において、買受代金納付を保証する意味で提供するものです。

（※）次順位買受申込者とは……p7 参照

(2) 公売保証金の納付について

公売保証金の納付は、設定されている物品ごとに必要です。

公売保証金の納付方法は、出品団体により取り扱いが異なりますので、入札を希望される物品の出品団体にお問合せのうえ、その指示に従い納付してください。

公売保証金の納付がなされないまま入札をした場合は、その入札は無効となります。

(3) 公売保証金の買受代金への充当

開札の結果、買受人となった方が、買受代金から公売保証金を差し引いた金額を納付した場合、公売保証金を買受代金に充当することに同意するものとします。

〔例〕 入札金額 100 万円で落札した場合（公売保証金は 10 万円）

- ・ 公売保証金 10 万円を納付済
- ・ 買受代金として 90 万円納付 = 公売保証金 10 万円を買受代金に充当することに同意した
- ・ 合計 100 万円の買受代金が納付された

(4) 公売保証金の没収

入札参加者が納付した公売保証金は、以下の場合には没収することとなり、返還しません。

- ① 最高価申込者または次順位買受申込者となり売却決定されたが、納付期限までに買受代金が納付されなかった場合
- ② 入札参加者が、国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当する場合

3 入札方法

(1) 入札書記載の際は、ボールペンを使用し、楷書体で丁寧な文字で記入してください（鉛筆、シャープペンシルでの記入は無効と判断します。消えるボールペンなども不可とします）。

文字や数字が読み取れない場合は、入札が無効と判断されます。

来庁による入札のほかに郵送入札、インターネット（入力フォーム）による入札の 3 種類の方法で入札が可能です。

① 【来庁入札】

入札箱設置窓口で「入札書」を受取り、必要事項を記載し、用紙を 4 つ

折りにして、入札箱に投函して下さい。

入札書は、入札開始の2週間前からお渡しすることができますが、開始日前の入札受付はできませんので、ご注意ください。

来庁入札の場合は、閉庁時の入札は受付できません。

②【郵送入札】

出品団体に連絡して「入札書」、「郵送での入札のご案内」を受取り、必要事項を記載した「入札書」を事務局（幡多機構）へ、以下に記載した期間内に到着するように郵送してください。

出品団体のホームページからダウンロードも可能です。（出品団体から事務局ホームページへのリンク設定をしている場合もあります）

令和5年10月16日（月）から郵送受付を開始します。

また、令和5年10月20日（金）17時までに事務局に配達されないと、無効になりますので、郵送の際は、所要の日数を見込んだうえで、追跡可能な特定記録郵便などをお勧めします。

受付開始前及び締め切り後に到着した入札書は、すべて無効となりますので、後日、入札者様（差出人）に返送します。

なお、返送先を確認するため、開封することがあります。

（注意）誤って出品団体等の窓口で郵送しないようご注意ください。

こちらからの連絡はいたしません。郵送後にお気づきになった場合は、入札期間内での事務局への再送付は受付可能とします。

③【インターネット入札】

専用の入札フォームを利用して入札情報を送信することができます。

次のURLもしくはQRコードおよび幡多機構のホームページより入札フォームにアクセスし、必要事項を入力して、「入札する」ボタンを押してください。

受付されると、自動返信メールが送信されます。

【入札フォーム URL】 <https://formok.com/f/od9r4cel>

【QRコード】



令和5年10月20日（金）23時59分までに入札情報を送信しないと、日付変更の時点（21日（土）午前0時）で入力（送信）ができなくなりますのでご注意ください。

※利用可能になるのは、10月16日（月）午前0時からとなります。

（2）入札書（入札フォーム）には下記の事項を記載してください。

- ①入札の年月日（インターネットからの場合は不要）
- ②物品番号（入札物品が特定できないので、窓口設置の一覧表等をご確認のうえ、必ず記入）
- ③住所・氏名（ふりがな）
- ④電話番号（日中に確実に連絡がつくもの）
- ⑤入札金額
- ⑥追加入札希望金額
- ⑦メールアドレス（インターネットからの入札の場合は必須）
- ⑧次回以降の案内希望のチェック

※金額の書き損じを訂正した入札書は無効となりますので、書き損じたときは、新しい入札書を使用してください。

（3）インターネット（入札フォーム）からの入札の場合は、希望物品をプルダウン方式で選択していただくこととなりますので、物品番号を間違えないように注意してください（最終確認画面があります）。

（4）一度提出した入札書は、入札期間内であっても、引換え、変更または取り消しをすることはできません。

（5）入札者は、同一の物品番号について、2枚以上の入札書を提出することはできません。提出した場合は入札書の全てが無効となります。

インターネットからの入札の場合は、同一の物品番号について2回以上入札（送信）すると、入札のすべてが無効となりますので、誤送信（誤入力）に注意してください。

（6）代理人による入札は認めておりませんので、必ず入札希望者ご本人が入札書を記入し、投函、郵送又は送信してください。

（7）入札書については、入札窓口で交付を受けるか、出品団体のホームページよりダウンロードしてください（入札期間外の受付はできません（無効となります））。

※事務局ホームページへのリンク設定をしている場合もあります。

- (8) 入札書は、入札開始前に到着したもの及び郵送入札締め切り後に到着したもの以外は、返還いたしません。
出品団体にて保管することとなります。

4 開札

開札は10月25日(水)13時00分に、当イベントの事務局である幡多機構にて職員(入札事務担当を除く)が立ち会いの上で行います。

5 最高価申込者の決定

- (1) 物品番号ごとに、入札価額が見積価額以上でかつ最高価額である入札者を、最高価申込者として決定します。

最高価申込者の決定は、物品が課税財産であるか否を問わず、入札書及び入力フォームの「入札金額」欄に記載された金額により行います。

- (2) 開札の結果、最高価申込者となるべき方が二人以上いる場合には、その方同士により追加入札を行います。

追加入札は、10月25日(水)の開札後に行います。

追加入札においてもなお同額となった場合は、「くじ」による抽選となります。

抽選については、当イベントの事務局である幡多機構において自動抽選を行うこととなります。

- ①追加入札については、入札の際にあらかじめ追加入札希望金額を記載(入力)していただき、その額により追加入札を行うこととします。

- ②追加入札希望金額については、最高価が同額となった際に必要となりますので、入札金額以上の金額を記載してください。

記載のない場合は、入札金額と同額で追加入札したとみなします。

- (3) 最高価申込者に決定した方にのみ、開札後2日以内(土、日、祝日は除く)に出品団体より、電話またはメールにてお知らせいたします。最高価以外の方には連絡いたしません。

- (4) 電話による連絡は、開庁時間内の9時00分~17時00分ごろを目安に行いますので、受電の際には、必ず応答してください。

やむをえず応答できない場合は、折り返しの連絡をしてください。

- (5) 電話番号やメールアドレスの誤記入により連絡がつかない場合。

送信したメールが、メールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、買受代金の納付を納付期限までに確認できない場合は、その原因が最高価申込決定者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、連絡に応答いただけない場合は、落札決定を取り消すことがあります。

※実際に入札書記載の番号に連絡を入れると、全く無関係の別人の電話だった事例がありました。

- (6) 複数の出品団体の物品を落札された場合は、出品団体ごとに連絡が入ることとなり、出品団体ごとに今後の手続きについてご確認いただく必要があります。

6 次順位買受申込者の決定

公売保証金が必要となっている物品等については、次順位買受申込者制度が適用される場合があります。

- (1) 最高価申込者などが買受代金を納付しなかった場合などにおいて、次順位買受申込者がいる場合に、次順位買受申込者に売却決定します。

最高価申込者決定後、以下の条件をすべて満たす入札者を次順位買受申込者として決定します。

- ①最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額で入札していること。
- ②入札価額が最高価申込者の入札価額から公売保証金額を差し引いた金額以上であること。
- ③入札時に次順位買受申し込みを行っていること。

上記の条件をすべて満たす入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）により次順位買受申込者を決定します。

なお、入札時に次順位買受申し込みを行った場合、この申し込みは取り消すことができませんのでご注意ください。

- (2) 次順位買受申込者には、出品団体から入札終了後、入札書に記載されている電話番号またはメールアドレスに、次順位買受申込者として決定された旨の連絡をします。

次順位買受申込者に連絡が取れない場合、電話番号やメールアドレスの誤記入や送信したメールが、メールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、買受代金の納付を納付期限までに確認できない場合、その原因が次順位買受申込者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、公売保証金を没収し、返還しません。

(3) 以下の場合に、次順位買受申込者の決定が取り消されます。この場合、公売財産の所有権は次順位買受申込者に移転しません。

なお、①または③の場合は、納付された公売保証金を返還します。

①売却決定前に、公売財産にかかる差押徴収金（市町村税など）について完納の事実が証明されたとき。

②次順位買受申込者などが国税徴収法第 108 条第 1 項の規定に該当するとき。

③次順位買受申込者などが暴力団員等であることが認められるとき。

7 買受代金の納付及び物品の引渡し

(1) 物品を落札された方は、指定の納付期限である 11 月 2 日（木）の 14 時 30 分までに、買受代金の全額を納付していただく必要があります。納付の方法については、出品団体の窓口で納付いただくか、出品団体の指定の口座に振り込みいただくこととなります（振り込みを希望される場合は、出品団体からの連絡の際にご案内いたします）。

※振込手数料は落札された方の負担となります。

(2) 落札物品については、原則として窓口での直接引き渡しになります。

遠方等のため窓口への来庁が困難な場合には、出品団体にお問い合わせの上、受け取り方法を確認してください。

(3) 買受代金納付後は、物品の所有権及び危険負担は買受人に移ります。その後生じた損害の負担は、買受人が負うこととなりますので、事情により物品の郵送（宅配）や保管が必要な場合は、買受人の責任において出品団体と打ち合わせを行ってください（書類の提出が必要な場合があります）。

(4) 物品の引渡し時には、本人確認が必要となります。必要書類や確認方法については次のとおりです。

①必要書類（いずれか 1 種類）

- ア 運転免許証
- イ マイナンバーカード（通知カードは不可）
- ウ パスポート（顔写真入りのもの）
- エ 健康保険証+マイナンバー入り住民票

②確認方法（ア及びイの方法）

- ア 上記①の書類の記載内容確認
- イ 上記①の書類のコピーの徴取

(5) 物品により権利移転が必要なものについては、物品を受け取った後、速やかに手続きを行ってください。

その手続き及び費用負担は買受人が行う必要があります。手続き内容については、出品団体より説明いたします。

(6) 物品の引渡しは現況有姿で行います。

(7) 買受人は、代金納付後及び物品の受け取り後に買受代金の返金を求め、また、物品を返却することはできません。

(8) 売却決定（最高価申込者決定）後、買受代金納付前に処分の対象となっている滞納が解消（完納）した場合は、その売却決定を取り消すこととなります（※国税徴収法第 117 条）。

8 その他

(1) 物品のうち、売却種別が『公売』とあるものは、市町村税等の滞納者などの財産であり、出品団体の所有する財産ではありません。

また、『公有』とあるものは、出品団体が所有する公有財産及び自治法上の物品になります。

(2) すべての物品は「現況有姿」のまま売却しますので、出品団体及び代表団体は物品の種類又は品質に関する不具合についての責任を負いません。

(3) 入札結果（落札金額等）は、入札終了後の一定期間、入札窓口に掲示します。入札結果についてのお問い合わせには応じかねますのでご了承ください。

(4) 当イベントにおいて、各注意事項及び出品団体の指示に従わない場合や意図的に入札を妨害する行為、名義貸しによる入札などの公序良俗に反する行為が確認された場合は、入札を無効とすることに加え、その事実

があった後2年間、こうちこうばいぷろじえくととの運営する入札への参加を制限し、入札させないことがあります。

なお、出品団体等の職員が当該行為であるとみなした場合も同様の扱いとなります。

- (5) 当イベント運営の妨害および成立の阻止に関する言動、行為が確認された場合は、その故意、過失を問わず、上記(4)に加え、刑法第95条等による罰則が適用されることがあります。なお、入札当事者以外の者についても同様とします。

<参照法令等>

国税徴収法，国税徴収法施行令，国税徴収法施行規則，国税徴収法基本通達
換価事務提要，各市町村が規定する財産管理規則等

<お問い合わせ先> こうちこうばいぷろじえくと R5 運営事務局
幡多広域市町村圏事務組合 租税債権管理機構
住所：高知県四万十市中村山手通1-9 高知県幡多総合庁舎3階
電話：0880-34-1301 担当：橋田、黒石